

# 学術調査報告書

2008年3月25日

(フリガナ)	オザキ シュンスケ	入学年度	2002年度
申請者名	尾崎 俊輔	学年	3

研究題目	フランス第三共和政前期（1870-1914年）における帰化の条件
主任指導教員	立石 博高

## (1) 学術調査の目的

帰化は今日、取得を申請する外国人に、国家が裁量によってその国家の国籍を与える行為であるとされている（Paul Lagarde, *La nationalité française*, Paris, Dalloz, 1997, p. 123）。現在でこそ、個人と国家のつながりを言い表すには「国籍 *nationalité*」がもちいられるが、この言葉がフランス語の語彙に上るのは19世紀初頭にすぎない。だが、例えばアンシャン・レジームにおいて、帰化とは「フランス人の資格 *qualité de français*」を得ることであり、また、帰化の手続きを定めた1809年のデクレでは、帰化が「フランス市民 *citoyen français* になる」ことと表現されるように、帰化は、現在われわれがもちいる意味での国籍が概念化される以前から制度として存在していた。

では、いつから「帰化＝国籍の取得」という理解が広く共有されるようになったのか。言い換えれば、フランス人としての権利を享受することと、フランス国籍を持っていることとが同義とみなされるのはいつからなのか。本研究「フランス第三共和政前期（1870-1914年）における帰化の条件」が、国民化という大きな問題と密接に関連するこのような問題関心によって支えられていることをまず初めに確認しておきたい。

管見の限り、現在のところ、対象とする時期のフランスの帰化について論じた邦語の研究は見当たらない。前後の時期について参照できるものとして、法学による、法制度をまとめたものがいくつかあるのみである。しかしそれらの研究も、帰化を国籍法との関連において言及するにとどまり、正面から論じるものではない。歴史学について言えば、そもそも日本でフランスの外国人・移民を扱った研究がまだまだ数少なく、翻訳を除くと、読む

ことができるのは概説的なものにとどまるという現状を考えるなら、帰化という具体的なテーマを対象とした研究がないのも無理からぬことと言えよう。

フランスにおける移民史研究の状況はといえば、移民史は 1980 年代になってようやく目を向けられ、当時は「未開拓の歴史」などと言われていたが、現在ではもっとも活況を呈する分野の一つとなっている（フランス移民史研究の見取り図については、拙論「フランス移民史の研究動向」『西洋史学』219 号、2005 年でまとめておいた）。移民を国籍ごとに分け、それぞれのコミュニティについて論じたものはすでに一通り出そろった観があり、近年では、国籍というくくりとは別の枠組みでの研究（小売商、知識人、学生など）、また、これまではあまり扱われることのなかった時期（近世や 7 月王政など）についての研究が成果を収め、現象および人としての移民 *immigration* を全体的にとらえようとする試みが続けられている。これと同時に、動向として言及すべきは、移民の政治的側面に多くの研究者が目を向けていることである。具体的には、庇護権、移民政策、国籍、公共空間における排外主義および表象などが研究対象としてあげられる。このなかで、本研究に大きく関わるのは国籍だが、重要なのは、この対象へのアプローチの仕方である。第三共和政前期における外国人をとりまく法制度に関するこれまでの歴史研究は、1889 年の国籍法（フランスで外国人の父親から生まれた子供に無条件にフランス国籍を与える、いわゆる出生地主義を導入した（厳密には出生地主義の拡大）ことで現行の国籍法の原型とされる）を中心に、それまでの国籍法の変遷とそれが成立した背景に主な関心をよせてきた（例えば、ロジャース・ブルーベイカー（佐藤成基・佐々木てる監訳）『フランスとドイツの国籍とネーションー国籍形成の比較歴史社会学』明石書房、2005 年。原著は 1992 年）。だが、最近の研究では、法制度のより包括的な把握と同時に、法が行政を通じて実際どのように適用されるのかという点に比重が置かれつつある。本研究もこの立場を共有するものである。つまり、帰化が制度として、国籍と結びつくかたちで整えられていく過程がいかなるものであったのか、そして、その制度が具体的にどのようなかたちで実施されていったのか、ということをも明らかにしたいと考えている。

このような問題意識のもと、今回の調査は、博士論文執筆のための史料および文献収集を目的とした。博士論文で分析の中心となる史料は、個人ごとの帰化フォルダ *dossier de naturalisation*（国立文書館所収、帰化フォルダの収集は前回のフランス滞在中（2005 年 11 月～2007 年 10 月）に終えている）であり、これを手がかりに、上に述べた問題を検討

していく。収集の対象は、帰化フォルダを分析する上で見ておかなければならない史料・文献である。

## (2) 調査実施地および期間

パリおよびパリ近郊、2008年2月2日～2月29日

### ・パリ

警視庁文書館 <http://www.prefecture-police-paris.interieur.gouv.fr/>

国立文書館 <http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/>

パリ第1大学法学部附属図書館 <http://biu-cujas.univ-paris1.fr/repons/portal/>

### ・パリ近郊

セーヌ＝エ＝マルヌ県文書館

[http://www.seine-et-marne.fr/front/go.do?sid=archives\\_d\\_partementales\\_1140691592\\_66673984](http://www.seine-et-marne.fr/front/go.do?sid=archives_d_partementales_1140691592_66673984)

セーヌ＝サン＝ドニ県オーベルヴィリエ市文書館

<http://www.aubervilliers.fr/rubrique306.html>

セーヌ＝サン＝ドニ県サン＝ドニ市文書館

[http://www.ville-saint-denis.fr/jsp/site/Portal.jsp?page\\_id=36](http://www.ville-saint-denis.fr/jsp/site/Portal.jsp?page_id=36)

## (3) 学術調査の具体的な実施内容（詳細に記入すること）

収集のために前調べをおこなった史料および文献は次のものである。

・史料…帰化申請者についてアンケートが実施され、それをもとに報告書が作成される機関（セーヌ県の場合は警視庁、それ以外の場合は県庁）に残された史料、帰化申請者が初めにコンタクトをとる行政機関である町役場（もしくは区役所）に残された史料、帰化申請の審査がなされる法務省国璽局の帰化関連史料

・文献…対象とする時期に刊行された、帰化を扱った論文および法学者による研究

史料収集の実施について述べる前に、参考のため、帰化申請の大まかな流れを簡単におさえておきたい。

帰化を希望する申請者がまず向かうのは町役場／区役所 **mairie** である。ここに必要書類

を提出し、それらは県庁 *préfecture*／警視庁 *préfecture de Police* に送られる。そこで申請者についてのアンケートが実施され、その結果をふまえて県知事／警視庁長官が見解を記入、ほかの書類とあわせて法務省に送る。審査は法務省国璽局でおこなわれるが、そのさい書類に不備があったり、さらなる情報が必要な場合には県知事／警視庁長官宛てにその旨が伝達され、さらに町役場／区役所に伝えられ、必要な書類や情報が収集される。また、審査の段階で申請内容によっては法務省以外の省庁に意見が求められることもある。審査結果は、町役場で申請者が政令 *décret* の複写を渡されるかたちで伝えられ、のち官報（法令布告集）*Bulletin des lois* に公表される。

このように、関与する行政機関のレベルとして、*commune* または区 *arrondissement*（ともにフランスの地方自治体の最小単位）＝町役場／区役所、県＝県庁／警視庁、中央＝法務省の3つがある。帰化に関してそれぞれのレベルの機関がどのような機能を担っているのか、今回の調査の課題の一つはそれを明らかにすることのできる史料を集めることであった。

まず、帰化申請者についてアンケートが実施され、それをもとに報告書が作成される機関である県庁／警視庁に関し、パリにある警視庁文書館で帰化関連の史料について問い合わせたところ、保存されているのは第二次世界大戦後の史料に限られるとのことであった。そこで、調査の対象をパリ近郊のセーヌ＝エ＝マルヌ県に変えることにした。この県を選んだのは、文書館がパリから日帰りできる距離にあるため、今回の滞在期間中に調査が可能であり、帰化関連の史料がパリ近郊のほかの県に比べて充実しているためである。史料の所在については、フランス全国の文書館に収められている外国人関連の史料が目録化された *Les étrangers en France. Guide des sources d'archives publiques et privées : XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Association Génériques, IV tomes, Génériques / Direction des Archives de France, Paris, 1999(tomes I-III), 2005(tome IV)を参照した。

セーヌ＝エ＝マルヌ県文書館では、帰化手続きについて県レベルでどのように行政が機能していたのか、それを明らかにしてくれる史料を閲覧することができた。県知事の手になる、帰化を承認された者についての覚え書き、副知事、町長、法務大臣、他県の知事との間で交わされた書簡がその主な内容である。上述の帰化フォルダからは、県レベルでの行政はほんの一部しかうかがうことができないものであったため、ここでの調査によって

残りの部分を知ることができたのは大きな収穫であった。

次に、パリ北東部に位置するセヌ＝サン＝ドニ県にある市文書館の一つオーベルヴィリエ市文書館で史料にあたった。ここには、帰化申請者が初めにコンタクトをとる行政機関である町役場に残された史料が保存されており、①認可された個人ごとの帰化申請が記された目録および②様々な法令および警視庁長官からの通達など、外国人に関する一連の史料を閲覧した。しかしながら、②には帰化に関するものは見当たらず、収められているのは主に、1888年ならびに1893年に出された、外国人に居住申請を義務付ける法令に関するものであった。この文書館にある史料だけでは、コミューンレベルでの行政の機能を把握するには不十分であると判断し、同じくセヌ＝サン＝ドニ県のサン＝ドニ市文書館で調査を実施した。ここではオーベルヴィリエ市文書館よりも帰化に関する史料を多く集めることができたものの、県レベルの行政機関に残されている史料（セヌ＝エ＝マルヌ県文書館）には種類・質ともに及ばないことが確認された。ともあれ、帰化の申請から決定までにいたる具体的なメカニズムをたどる上で、市文書館にどのような史料が残されているのかを確認することは必要であったため、今回の調査でそれができたのは有意義であった。

帰化申請の審査がなされる法務省国璽局の帰化関連史料について、これは国立文書館所収の法務省文書（série BB）をあたらなくてはならなかった。帰化関連史料といっても一つにまとまったものとしてあるのではなく、膨大な量の法務省文書のなかに性質のことなる文書がいくつもの箇所には散らばっており、すべてを収集することはかなわない。そのなかでも比較的まとまっている分類がBB<sup>30</sup>であり（さらにこの分類のあとに番号がつく。閲覧はこの番号を付された箱 carton ごとにおこなわれる）、今回はこれを中心に、BB<sup>30</sup>のうち14箱分の文書にあたった。なかでもBB<sup>30</sup> 1604には、19世紀から20世紀初頭までのひろい時期にわたり、帰化ならびに国籍に関する法案をめぐる議論や、帰化の実施内容や審査の基準を本土のみならずアルジェリアについても言及した文書が残されており、内容がとくに豊富であった。

次に文献収集について。

対象とする時期に刊行された、帰化を扱った論文および法学者による研究だが、これはパリ第1大学法学部附属図書館（通称 Cujas、以下この名称をもちいる）で収集をおこなった。国立図書館ではなく Cujas を選んだのは、法律に関する文献が（国立図書館には及ばないものの）非常に充実していること、そして、それらを自由にコピーできること（短期間の滞在で文献収集をする場合、これは重要な点である。国立図書館では文献によってはコピーを係りに依頼することが義務付けられており、コピー代も非常に高い）、この2点の理由による。

研究のなかには日本の図書館にも所在を確認できるものも少なからずあり（Cujas のパソコンで、Cujas の目録と NACSIS Webcat での検索画面とを照らし合わせながら文献を選んだ）、手に入れたのはもちろん日本では閲覧できない文献である。なかでも法務省により刊行された通達・報告集 *Bulletin officiel du Ministère de la justice*, Melun, Imprimerie Administrative, 1876-1948（フランス革命期以降 1876 年までの時期については *Recueil officiel des instructions et circulaires du Ministère de la justice*, Paris, Imprimerie nationale, 1790-1875, 3 tomes）は、法令が実施に移されるさいの注意事項などが書かれた通達や、実施されたあとの報告などを収め、法務省が法令をどのように実施させようとしているのかを知る上で大いに役立つものである。

#### (4) 学術調査の結果およびそれに基づく考察など

今回の調査で集めることのできた史料・文献について、博士論文を組み立てていく上でこれらをどのように扱っていくのかを以下で述べていく。

博士論文の執筆をどのような問題関心のもとで進めていくのかということに関しては「(1) 学術調査の目的」で述べたが、帰化フォルダを分析の中心に置くことで何を明らかにしたいのかという点を以下でもう少し補足しておきたい。

帰化が可能となるための条件は法令に記されている。だが、その条件を満たしている者がすべてフランス国籍を取得できるわけではない。法令に記された条件は、それを満たしていれば帰化を申請できるという、いわば申請資格ととらえることができる。では、最終的に帰化が認可されるか却下されるか、その決定はいかなる条件によるものなのか。法とその適用との間にある隔たりともいべきこの点を明らかにするには、実際の帰化申請の手続きを分析することが必要である。帰化フォルダに収められている申請書類には、認可

されたものだけでなく却下されたものもあり、いずれの場合も決定に至るまでの経過をたどることができる。また、史料からは決定の理由も知ることができるため、法令にある条件よりさらに踏み込んだ帰化の条件が浮かび上がってくるだろう。そして、そのときには、誰をフランス人とするのか／しないのかという国民形成に関わるより大きな問題も射程に入ってくるはずである。

帰化フォルダを読み解くためには、法令をはじめ、帰化をめぐる様々な制度をふまえておかなければならない。しかし現在のところ、上にも述べたように、この問題を扱った邦語文献がないため、目下筆者が一本の論文にまとめているところである。そこでは、今回の調査で集めた BB<sup>30</sup> 1604 にある、帰化および国籍に関する法案をめぐる議論、ならびに Cujas 所収の、先にふれた通達・報告集が大いに役立つものと思われる。というのも、これらの史料からは、法令がどのような意図、いかなる歴史的な背景のもとで布告ないし変更されるのかという問題に迫ることができるからである。帰化に関する法令の変遷をたどるというだけの作業であれば、必ずしも歴史学が引き受けなくともよいはずである。歴史研究に求められるのは、法令が出された当時の文脈にそくして法令の意義を考察することであらう。

ちなみに、フランス革命期以降現在までの国籍に関わる法令は、*Ministère de la Justice, La nationalité française. Recueil des textes législatifs et réglementaires, des conventions internationales et autres documents*, Paris, La documentation Française, 2007 で読むことができる。

制度面をおさえた上で、博士論文では次に、それが具体的にどのように実施されるのかという側面を見ていく。帰化申請にたずさわる行政機関は、先に述べたように、町役場／区役所、県庁／警視庁、中央の 3 つのレベルに分かれており、帰化フォルダからだけではそれら 3 つのレベルがそれぞれどのような機能を担っているのかが十分には見えてこない。この点は今回の調査で、セヌ＝エ＝マルヌ県文書館、セヌ＝サン＝ドニ県オーベルヴィリエ市文書館、セヌ＝サン＝ドニ県サン＝ドニ市文書館で中央レベル以外の機関に残された史料にふれることができ、より具体的な実施の側面を明らかにできるようになった。また、博士論文で重要な論点となる、帰化の認否の決定がいかなる条件によるものなのか

という問題を検討していく作業においても、これらの文書館で集めた史料が役に立つ。例えば、セーヌ＝エ＝マルヌ県文書館に残されている、法務省から県庁に送られた帰化の認否通知状には却下の場合その理由が記されており、有益な情報を提供してくれる。

博士論文では、フランス本土のみならず植民地における帰化についても取り上げる。それは、対象とする時期のフランスが植民地を抱えていたという事実もさることながら、帰化制度には、とくに市民権の享受をめぐり、植民地住民にたいする統治者の意識が鋭く映し出されていたからである。法務省国璽局の帰化関連史料に収められている、アルジェリアにおける帰化に関する議論でもしばしば言及されているのだが、アルジェリアでは住民について、本土でなされる「フランス人／外国人」とはことなる、「フランス人／臣民 *sujet*／外国人」という線引きがなされていた。アルジェリア現地民 *indigène* は臣民、つまり国籍上はフランス人だが市民権を与えられていない者として法的に規定されており、彼らが、参政権を含むフランス人としての全権利を享受するためには帰化をしなければならなかった。ここでは、「帰化＝国籍の取得」という理解が立ち行かない。このように、植民地における帰化を見ていくことは、対象とする時期の国籍概念を検討する上で重要かつ必要な作業なのである。

以上、今回の調査で得られた成果について見てきた。最後に、調査の目的である史料・文献収集について感じたことを述べて報告を終えることにしたい。今回の滞在では、当初予定していた範囲の史料および文献を一通り閲覧・収集することができたが、これは、前回のフランス滞在ですでに国立文書館の史料の予約・閲覧方法、および *Cujas* での閲覧システムに慣れ親しんでいたことが大きい。でなければ、3～4週間という短期間で上記の史料・文献を閲覧・収集できたかどうかは疑問である。おそらく、史料・文献にたどり着くまでにより多くの時間を費やさなければならなかったであろう。また、閲覧すべき史料・文献について、研究書や手引き、もしくはインターネットによって日本であらかじめめどを立てておくとしても、フランスの場合、国立文書館の目録が電子化されているのは一部であり、県や市の文書館については電子化されていないところがめずらしくない。よって、初めての文書館を利用する場合、まず史料目録にあたり、めどを立てた史料が史料全体のなかでどのような位置づけにあるのかを把握する作業から始めることになる。そして、通

常この作業は、その途中で閲覧する必要があると思われる史料がさらに出てくるなど、すぐに終わることはできないものである。調査期間が短期の場合、計画を綿密に立て、効率よく作業を進められるよう調査機関についても事前に調べておく（閲覧条件や閲覧資格など）ことが不可欠だということを今回の調査であらためて感じた次第である。

(5) 調査地・文書館建物などの写真データ(二枚程度)貼り付け

国立文書館



セーヌ＝エ＝マルヌ県文書館



パリ第1大学法学部附属図書館

